

令和7年4月8日
鳥羽市

懲戒処分の公表

鳥羽市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

- 1 被処分者 総務課付 副参事 50歳代 男性
- 2 処分発令日 令和7年4月8日
- 3 処分の種類 懲戒処分 停職 2か月(令和7年4月9日から)
- 4 処分の理由 令和7年3月4日、有印私文書偽造・同行使罪により逮捕され、令和7年4月8日には不起訴処分となったものの、当該行為は綱紀肅正の違反行為を招くものであり、市職員としての信用を著しく失墜させるものである。これは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第3号の規定に該当するものである。
- 5 事案の概要 職員は、令和7年3月4日、有印私文書偽造・同行使罪により逮捕され、3月21日まで留置を受けていたが、4月8日には不起訴処分となっている。

※その他

特になし

鳥羽市総務課人事係